

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年1月26日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年1月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	タービン補機冷却水系機器エリアの空調機(HVH2-26)月例点検において、振動値に管理値超えが認められたため、当該空調機を点検・修理	
2	2号機	中央制御室換気空調系給気ファン(HVA2-1)において、ベルトのゆるみ(3本中1本)が認められたため、当該ベルトの張りを調整	
3	3号機	中央制御室の当直長席脇コンセントに一部破損が認められたため、当該部を修理	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機(3B)用空気冷却器(D)出口側冷却水配管において、保温材の一部に外れが認められたため、当該保温材を修理	
5	4号機	搬出物品測定時、許容値を超える汚染(仮設コンプレッサのカバー部)が認められたため、当該物品を回収及び関係者への注意喚起	
6	5号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(A)海水入口配管ブロー1次弁・2次弁において、シートリーク(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
7	5号機	中央制御室空調ダンパ制御用配管(計装用空気系)の継手部よりエアリーク(微少)が認められたため、当該部を点検・修理	
8	5号機	変圧器防災ポンプの点検準備作業時、区画弁(V-113)の開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	
9	5号機	中操制御室空調ダンパ制御用(計装用空気系)の一次圧力制御弁において、ゴムパッキン部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	5号機	変圧器防災ポンプ(B)の点検準備作業時、入口弁(V-42-104)よりシートリーク(指3本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
11	6号機	主蒸気隔離弁(B22-F028A・C)の点検時、弁蓋ジョイントボルト(計3本)のネジ山(ナット取り合い部)に欠損が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	
12	6号機	「原子炉格納容器内温度検出器回路修理」に伴う現場調査時、外部ケーブル接続方法において、現場と展開接続図の記載に相違が認められたため、対応検討	
13	6号機	高圧復水ポンプ(A)点検時、インペラーキーの間隙値に許容値超えが認められたため、当該インペラーキーを交換	
14	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)封水配管の水受け養生部において、養生不良による水漏れが確認されたため、養生の適切な管理の徹底	
15	6号機	給復水系導電率記録計点検時、内部部品に損傷が認められたため、当該部品を交換	
16	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)の電動機点検時、固定子楔(計13本)にゆるみが認められたため、当該楔を交換	
17	6号機	非常用ディーゼル発電機分解検査(その1)成績書において、検査体制図に一部記入漏れが認められたため、体制図を訂正し成績書を是正	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで